

令和6年度（令和5年分）給与支払報告書の提出について（お願い）

三股町 税務財政課

町・県民税につきましては、日頃から特段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年度（令和5年分）給与支払報告書の作成・提出につきましては、以下の内容に御注意いただき、

令和6年1月31日（水）までに御提出くださいますようお願いいたします。

また、地方税ポータルシステム「eLTAX（エルタックス）」により給与支払報告書が提出できます。その場合は書面の提出は必要ありません。

- 対象者 **令和6年1月1日現在、三股町に居住している方**（令和5年1月1日から令和5年12月31日までの1年間に支払われたすべての給与等について給与支払報告書を提出してください。）
パート・アルバイト・退職者等の方の分も対象となります。
- 提出書類 ① 給与支払報告書（総括表）
三股町作成の総括表は事業所毎に指定番号等を付しておりますので、必ず提出してください。
なお、事業所作成の総括表を提出される際は、三股町作成の総括表を必ず添付してください。
② 給与支払報告書（個人別明細書）・・・ 1人につき1枚（2枚提出する必要はありません）
③ 普通徴収切替理由書（兼仕切書）
法令に基づき、受給者はすべて特別徴収となりますが、特別徴収できない受給者（退職者等）がいる場合に限り、普通徴収となりますので、該当する方がいる場合、普通徴収切替理由書（兼仕切書）を必ず提出してください。提出のない場合は、特別徴収となりますので御注意ください。

※ 注意事項

- ・対象者がいない場合は、給与支払報告書（総括表）の「報告人員」欄を「0」として提出してください。
- ・給与支払報告書の提出を税理士等に依頼している場合は、書類一式を依頼先に渡していただくようお願いいたします。
- ・給与支払報告書（個人別明細書）を提出した受給者が退職・転職等された場合は、**令和6年4月15日（月）**までに「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」を必ず提出してください。
- ・給与支払報告書（個人別明細書）の詳しい書き方については、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」（国税庁発行）を御参照ください。

● 確認事項

チェック項目	チェック欄
1 令和6年1月1日現在の住所を記入していますか？（居住地は三股町ですか？）	
2 平成20年1月2日以後に生まれた方を「16歳未満の扶養親族」欄に記載していますか？	
3 平成13年1月2日～平成17年1月1日までに生まれた方を「特定」欄に記載していますか？	
4 昭和29年1月1日以前に生まれた方を「老人」として処理していますか？	
5 控除額の内訳と合計額が一致していますか？	
6 摘要欄に前職の内容を記載していますか？	
7 支払金額に前職分を含んでいる場合、摘要欄に前職の事業所名と支払金額等を記載していますか？	
8 中途就職者または退職者については、就職日・退職日を記入していますか？	
9 住宅借入金等控除特別控除を受ける場合、居住開始年月日等必要事項を記載していますか？	
10 パート・アルバイト・退職者等の方の分も作成していますか？	
11 受給者や被扶養者のマイナンバー（個人番号12桁）を記入していますか。	

- 提出先 〒889-1995 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1
三股町役場 税務財政課 住民税係
(TEL) 0986 - 52 - 9638 (直通) (Fax) 0986 - 52 - 9639

国税庁作成による「令和5年分年末調整のしかた」等や国税庁のホームページをご参照ください。
 国税庁HP【<https://www.nta.go.jp/>】 [ホーム]→[利用者別情報]→[源泉徴収義務者の方]

令和6年度と記載された新しい報告書で作成してください

※												※種別		※整理番号				※			
支払を受ける者	※区分											(受給者番号)									
	住所											(個人番号)		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2							
	三股町五本松1番地1											(役職名)									
												(フリガナ)		ミマタ タロウ							
											氏名		三股 太郎								
種別		支払金額			給与所得控除後の金額 (調整控除後)			所得控除の額の合計額			源泉徴収税額										
給与・賞与		7 040 000			5 236 000			3 659 784			0										
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額			控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)			16歳未満扶養親族の数			障害者の数 (本人を除く)		非居住者である親族の数								
有 従有		360 000			特定 1 2			老人 1			その他 1										
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額													
1,115		732			86 692			17 360			78 800										
(摘要)																					
母: 三股 冬子 S20.11.5 普通障害3級(都城市〇〇町〇〇番地)																					
前職: 三股町〇〇1-1 株式会社 みまたん建設																					
支払金額 2,450,000円、社会保険料 450,000円、令和5年6月30日退職																					
新生命保険料の金額の内訳		49,422		旧生命保険料の金額		288,000		介護医療保険料の金額		66,768		新個人年金保険料の金額		旧個人年金保険料の金額							
住宅借入金等特別控除の内訳		住宅借入金等特別控除適用数 1		居住開始年月日 (1回目) 28 11 17		住宅借入金等特別控除区分 (1回目) 住(特)		住宅借入金等年末残高 (1回目)		住宅借入金等特別控除区分 (2回目)		住宅借入金等年末残高 (2回目)		15,000,000							
住宅借入金等特別控除の内訳		住宅借入金等特別控除可能額 150,000		居住開始年月日 (2回目)		住宅借入金等特別控除区分 (2回目)		住宅借入金等年末残高 (2回目)		住宅借入金等特別控除区分 (2回目)		住宅借入金等年末残高 (2回目)									
(源泉・特別)控除対象配偶者		(フリガナ) ミマタ ハナコ			氏名 三股 花子			配偶者の合計所得 960,000			国民年金保険料等の金額		旧長期損害保険料の金額								
個人番号		9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2			基礎控除の額			所得金額調整控除額													
1		(フリガナ) ミマタ フユコ			氏名 三股 冬子			1 (フリガナ) ミマタ アキコ			氏名 三股 秋子			5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号							
個人番号		8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2 3			個人番号			5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6													
2		(フリガナ) ミマタ ハルコ			氏名 三股 春子			2 (フリガナ)			氏名										
個人番号		7 8 9 1 2 3 4 5 6 7 8 9			個人番号																
3		(フリガナ)			氏名			3 (フリガナ)			氏名			5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号							
個人番号					個人番号																
4		(フリガナ)			氏名			4 (フリガナ)			氏名										
個人番号					個人番号																
未成年者		外国人		死亡退職者		災害者		乙欄		本人が障害者		寡婦		ひとり親		勤労学生		中途就・退職		受給者生年月日	
																		就職 退職 年 月 日		元号 年 月 日	
																		○ 5 8 31		昭和 55 5 5	
(市区町村提出用)		個人番号又は法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 3 9 (右詰で記載してください。)																	
支払者		住所(居所)又は所在地		三股町大字〇〇 1番地1																	
		氏名又は名称		三股建設 株式会社 (電話) 0986-〇〇-〇〇〇〇																	
(摘要)に前職分の加算額、支払者等を記入してください																					

令和6年度分個人町民税・県民税について適用される主な改正事項

日本国外に居住する親族に係る扶養控除の見直し

30歳以上70歳未満の日本国外に居住している親族については、生計を一にする親族で前年中の合計所得の金額が48万円以下の者のうち、次のア～ウのいずれかに当てはまる場合のみ扶養控除の適用を受けることができることとなりました。

ア 留学により日本国内に住所及び居所を有しなくなった者

イ 障害者

ウ その納税義務者から前年中に生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者

※上記アまたはウに該当する者については、給与等の年末調整の際に、該当することを証明する書類を添付または提示する必要があります。

個人住民税特別徴収税額通知の電子化について

令和6年度から特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)と(納税義務者用)の受け取り方法が変わります。

●特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の受け取り方法

従来は「紙(正本)」と「電子データ(副本)」両方での受け取りが可能でしたが、「紙(正本)」または「電子データ(正本)」どちらか一方での受け取りになります。

●特別徴収税額通知(納税義務者用)の受け取り方法

従来は「紙(正本)」のみでの受け取りでしたが、「紙(正本)」または「電子データ(正本)」どちらかを選択するようになります。

eLTAXで給与支払報告書を提出する際に、特別徴収税額通知の受け取り方法を設定してください。

なお、令和6年度以降は、通知書の受け取り方法として書面を選択した場合の電子データの副本送付は廃止されます。

